

## 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う更新講習修了期間の特例について

### <概要>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、教員免許状の期限の延期又は延長を行うことが可能となっています。

この度、延期又は延長申請を行う前に免許状更新講習の一部を受講していた場合について、特例により、更新講習を受け始めた日（大学などから送付される「免許状更新講習履修証明書」の「履修認定年月日」）から、延期又は延長後の期限の2か月前までに履修の認定を受けた更新講習について、次回の更新の際に有効なものとして扱うことが可能となりました。

### <延期又は延長前の受講期間内に免許状更新講習の一部を受講していた場合の例>

**例1** 当初の修了確認期限：令和3年3月31日 / 延期後の修了確認期限：令和5年3月31日  
更新講習の一部について最も早く履修認定を受けた日：平成31年5月1日

延期申請後の更新講習受講期間	教育委員会への更新等申請書類 提出期限 ☆提出は延期後の期限の2か月前まで☆
平成31年5月1日から令和5年1月31日まで	令和5年1月31日

**例2** 当初の修了確認期限：令和2年11月30日 / 延期後の修了確認期限：令和5年3月31日  
更新講習の一部について最も早く履修認定を受けた日：平成30年12月10日

延期申請後の更新講習受講期間	教育委員会への更新等申請書類 提出期限 ☆提出は延期後の期限の2か月前まで☆
平成30年12月10日から令和5年1月31日まで	令和5年1月31日

### <留意事項>

今回の特例の対象となるのは、以下の2点を満たす方のみとなりますので、ご注意ください。

- **新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、延期又は延長申請を行っていること**  
※病気休業や育児休業を理由として延期又は延長申請をしている方は対象外
- **新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由とした延期又は延長申請の前に、教員免許更新講習の一部を受講していること**
- ※1 **教員免許の期限が自動的に延長又は延期されることはありません。延期又は延長を希望する場合は、必ず申請を行ってください。**
- ※2 **当初予定の更新申請期限までに更新講習を全て（30時間分）受講し終える場合は、更新申請を行ってください。今回の事由による延期又は延長申請はできません。**
- ※3 **今回の事由による延期又は延長申請を行った者が、その後、育児休業等の事由により再度の延期又は延長申請を行った場合、又はその者が新免許状所持者で延長申請後に新たな免許状を取得したことにより有効期間が自動的に延長された場合には、変更後の期限の2年2か月より前に履修認定を受けた更新講習は無効となります。**